

## 別紙38（水産業強化対策整備事業に係る運用）

### 第1 趣旨

防災・減災対策に取り組む漁港や漁村において、地震や津波による災害の未然防止、被害の拡大防止及び被災時の応急対策に資するものとして事業実施主体が行う事業の実施に必要な経費に充当する。

### 第2 事業の内容等

- (1) 事業実施主体は、事業目的を達成するため、事業目的ごとに、別紙に定める別表1の中から適切な事業メニューを選択し実施するものとする。
- (2) 本事業を実施しようとする地区は、災害に強い漁業地域づくり事業実施要領（平成7年4月1日付け7水港第1070号農林水産事務次官依命通知）に基づく事業基本計画（以下「災害に強い漁業地域づくり事業基本計画」という。）を策定するものとする。
- (3) 事業計画の策定及び審査
  - ① 交付金の交付を受けようとする事業実施主体は、別記様式第1号により、選択した事業メニュー、事業費、本交付金の要望額その他必要な事項を記載した事業計画を地区ごとに策定することとする。
  - ② 国は事業計画の審査に当たって、実施要件を満たしているかどうか、事業内容が妥当であるかどうか、及びその実施により事業目的の達成が可能かどうかを審査するものとする。
- (4) 事業計画の変更
  - ① 交付金の交付を受けた事業実施主体は、以下に定めるところにより、事業計画の変更ができるものとする。
    - ア 補助率の範囲内で、事業計画における補助金の配分を変更することができるものとする。
    - イ アの場合においては、水産庁長官に対する事業計画の変更の協議を要しない。
    - ウ 次に定める場合は、水産庁長官に対する事業計画の変更の協議を要するものとする。
      - a 事業の追加、大幅な変更又は廃止をする場合
      - b 実施地区又は実施主体を変更する場合
      - c 災害に強い漁業地域づくり事業基本計画の変更に伴い、事業計画を変更する場合
  - ② ①のウによる協議は、別記様式第2号により行うものとする。
- (5) 事業計画の提出
  - ① (3)の事業計画の提出、(4)の事業計画の変更の協議に際し、都道府県においては、各事業計画が災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）に基づく地域防災計画に整合していることを確認した上、水産庁長官に提出するものとする。
  - ② ①については、瀬戸内海漁業調整事務所管内の府県及び九州漁業調整事務所管内の県にあっては、それぞれ瀬戸内海漁業調整事務所及び九州漁業調整事務所を経由して水産庁長官に提出するものとする。
- (6) その他の実施要件等については、別紙に定めるとおりとする。

(別紙)

## 1 採択要件

災害に強い漁業地域づくり事業基本計画の達成のため、事業の実施が適当であると認められるものであること。

## 2 実施基準

### (1) 一般的基準

#### ア 事業実施期間

個々の施設の整備は、単年度に完了することを原則とする。

#### イ 受益対象

以下に掲げる者を受益対象者とする。

(ア) 本事業を実施しようとする地区において水産業の事業活動に従事する者

(イ) 本事業を実施しようとする地区に居住する者

(ウ) 本事業を実施しようとする地区への来訪者

#### ウ 施設の規模等

イに掲げる受益対象者の数、事業実施地区の面積、関係自治体の定める災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく地域防災計画等を勘案した上で計画するものとする。

#### エ 交付の対象とする施設の耐用年数

交付の対象とする施設は、原則として処分制限期間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間をいう。）が5年以上のものとする。

#### オ 中古品・古材の利用

所要の耐用年数及び性能を満たすと認められる場合は、中古品・古材の利用による整備を交付の対象とすることができる。この場合において、中古品・古材を利用しても処分制限期間を割り引くこととはしないものとする。

#### カ 施設撤去費

施設撤去費は、原則として交付対象外とする。（移設に係るものは除く。）

#### キ 交付の対象とならない施設

個人施設又は目的外使用のおそれがある施設の整備、消耗的な資材費、用地買収費、借地料、補償費等の経費は、交付の対象としない。

#### ク 他の事業等からの切り替え

自力若しくは他の助成によって実施中の事業又は既に完了した事業を本目標に係る施設の整備に切り替えて交付の対象とすることは認めない。

#### ケ 事業実施完了後の適切な管理運営

事業実施主体は、厳正適格な実施を期するとともに、本事業目的が十分に達成されるよう事業実施完了後における管理運営に必要な措置を講ずる。

#### コ 事業実施主体の適格性

適格性を有しないと認められる事業実施主体による事業については、交付対象としない。

### (2) 施設の増設、併設、合体、改築及び改修の取扱い

#### ア 増設

既存の施設と同目的の施設を、既存施設と連接して、又は、既存施設と離れた位置に設置するものとし、連接による設置の場合は、拡張する部分が既存の施設と同程度以上の構造及び仕様である場合に限り交付の対象とする。なお、既存の施設の一部取壊し及び復旧に係る経費は交付の対象としない。併設、改築又は改修の場合も同様とする。

#### イ 併設

既存の施設（地方公共団体が指定する「津波避難ビル等」を含む。）に連接して他の目的の施設を設置するものとし、既存施設の利用上支障がないと認められる場合に限り交付の対象とする。

#### ウ 合体

他種の施設整備を同時に合一して行うもの又は二以上の実施主体が同種の施設整備を合一して行うものとし、施設の目的及び利用を阻害しない場合であって、事業費の軽減が図られ、かつ、それぞれの施設整備の固有の工事費が区分され二以上の施設整備に共通する工事費が施設の規模、能力又は利用区分に応じて按分が可能である場合に限り交付の対象とする。

#### エ 改築

既存の施設について、その目的は変更しないものの、その機能の向上等を図るため、施設の全部又は一部に変更を加えるものとし、当該利用施設の利用状況が適切である別表1の施設であって、以下の場合に限り交付の対象とする。

(ア) 新築と比べて整備費の節減が図られること。

(イ) 当該施設の利用状況が適切であること。

#### オ 改修

既存の施設について、他の目的に利用するため、施設の全部又は一部に変更を加えるものとし、別表1の対象施設に該当し、事業費の軽減が図られる場合に限り交付の対象とする。

### (3) 附帯施設

附帯施設とは、本体施設と一体的に整備し、本体施設の機能を補完するものをいう。

### (4) 事業費の取扱い

各事業計画ごとの総事業費が500万円を超える場合に限り交付の対象とする。

## 3 各事業メニューの内容、実施要件、事業実施主体等

### (1) 各事業メニューの内容及び実施要件

防災・減災対策に取組む漁港及び漁村において、地震や津波による災害の未然防止、被害の拡大防止及び被災時の応急対策に資する事業として、別表1に掲げるとおりとする。

### (2) 各事業メニューの事業実施主体

都道府県とする。

### (3) 費用・便益分析に関する特別の扱い

本事業における対象施設については、 $B/C = 1$ とみなすことができる。ただし、施設整備により災害時の安全を確保することを想定する受益の対象者数や範囲等について明らかにすること。

別表1 各事業メニューの内容実施要件

事業メニュー	事業内容	実施要件
①津波漂流防止施設	津波、高潮時の異常気象発生時において漁船等の漂流による漁港施設、集落内の各施設、集落住民等への被害を防止するために必要な漂流防止壁・柵等及びこれらの附属設備の整備。	漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）に基づき指定された漁港（都道府県が管理する第一種漁港又は第二種漁港に限る。）及びこれらの漁港の背後に位置する集落を対象とし、かつ当該集落を対象地区として、災害に強い漁業地域づくり事業実施要領（平成7年4月1日付け7水港第1070号農林水産事務次官依命通知）に基づく事業基本計画を策定した地区であること。
②避難施設	災害発生時又は災害のおそれがある場合において、集落住民等が安全で円滑に避難をするための避難施設、避難路、避難階段、手すり、避難誘導標識、避難誘導灯等及びこれらの附属設備の整備。 なお、避難施設に限り、下部スペース等を有効に活用するために必要な環境整備を可能とする。	
③異常気象情報観測施設	異常気象の観測を行うために必要な、気象・海象観測装置及びこれらの附属設備の整備。	
④異常気象監視施設	異常気象発生時において、漁港内等の安全確認のために必要な監視カメラ等及びこれらの附属設備の整備。	
⑤防災情報伝達施設	災害発生時又は災害のおそれがある場合に、集落住民等への早期の災害情報の伝達及び避難指示等に必要な防災無線、安全情報電光掲示板、情報基盤施設等及びこれらの附属設備の整備。 なお、情報基盤施設とは、災害情報の収集・整理・提供に必要なシステム、集中制御装置、光ファイバー等の伝送施設、漁業関係機関等公的機関の情報受発信装置及び他の情報基盤への接続に必要な施設とする。	
⑥災害時援助施設	災害発生時又は災害のおそれがある場合に必要となる、安全が確保された避難所、緊急物資保管庫等及びこれらの附属設備の整備。	
⑦緊急時物資等輸送施設	災害発時における緊急物資や住民等の輸送のために必要な、陸路・海路・空路を確保するための簡易な施設等及びこれらの附属設備の整備。	
⑧非常用電源施設	災害時を想定した非常用電源を確保するための施設及びこれらの附属設備の整備。	
⑨既存の共同利用施設の耐震化・耐浪化	既存の共同利用施設の耐震化及び共同利用施設（給油施設及び電源設備に限る。）の耐浪化（移設を含む。）。	
⑩①から⑨までの附帯施設		
⑪①から⑩までの事業と一体となって実施するソフト事業 (防災対策強化事業)	事業目的達成のため、①から⑩までの事業と一体となってその効果を増大させるため実施する必要があると認められるもの。	

別記様式第1号

番号  
年月日

水産庁長官 ○ ○ ○ ○ 殿

○○都道府県知事 氏名 (印)

平成○年度漁港防災対策支援事業計画書

今般、○○地区漁港防災対策支援事業計画（他○件）を策定したので、地域自主戦略交付金交付要綱（農林水産省）（平成23年4月1日付け22農振第2185号農林水産事務次官依命通知）別紙38第2(3)の規定に基づき、提出する。

記

（注）別表の漁港防災対策支援事業計画を添付すること。

別表（別記様式第1号関係）

漁港防災対策支援事業計画

地区名（ ）  
市町村名（ ）  
事業実施主体（ ）

1 事業実施の基本的な方針

（想定される災害の状況、事業による施設整備が想定している人口の安全確保の程度等を踏まえて記載すること。）

2 事業実施の必要性

（災害に強い漁業地域づくり事業基本計画と本事業がどのように関連するのか等を踏まえて記載すること。）

3 事業内容

事業 N.O.	漁港名	事業メニュー	交付率	事業費	事業費国費
1			1／2	千円	千円
2			1／2		
10			1／2		
合 計					

4 添付資料

- （1）事業計画要約調書
- （2）事前点検シート
- （3）整備しようとする施設の詳細資料（能力、仕様、位置等を示したもの。）
- （4）施設整備事業により安全確保を図る受益対象者について明らかにした資料
- （5）災害に強い漁業地域づくり事業基本計画
- （6）その他水産庁長官が必要と認める資料

別記様式第2号

番号  
年月日

水産庁長官 ○ ○ ○ ○ 殿

○○都道府県知事 氏名 (印)

平成○年度漁港防災対策支援事業計画変更協議書

平成○年○月○日付け○○第○○○○号をもって提出した、平成○年度○○地区漁港防災対策支援事業計画を下記の理由により変更したいので、地域自主戦略交付金交付要綱（農林水産省）（平成23年4月1日付け22農振第2185号農林水産事務次官依命通知）別紙38第2(4)①ウの規定に基づき、協議する。

記

1 変更理由

2 変更の概要

(注) 変更前と変更後とを容易に比較対照できるように、別記様式第1号の別表漁港防災対策支援事業計画の様式に準じて作成した変更事業計画を添付すること。